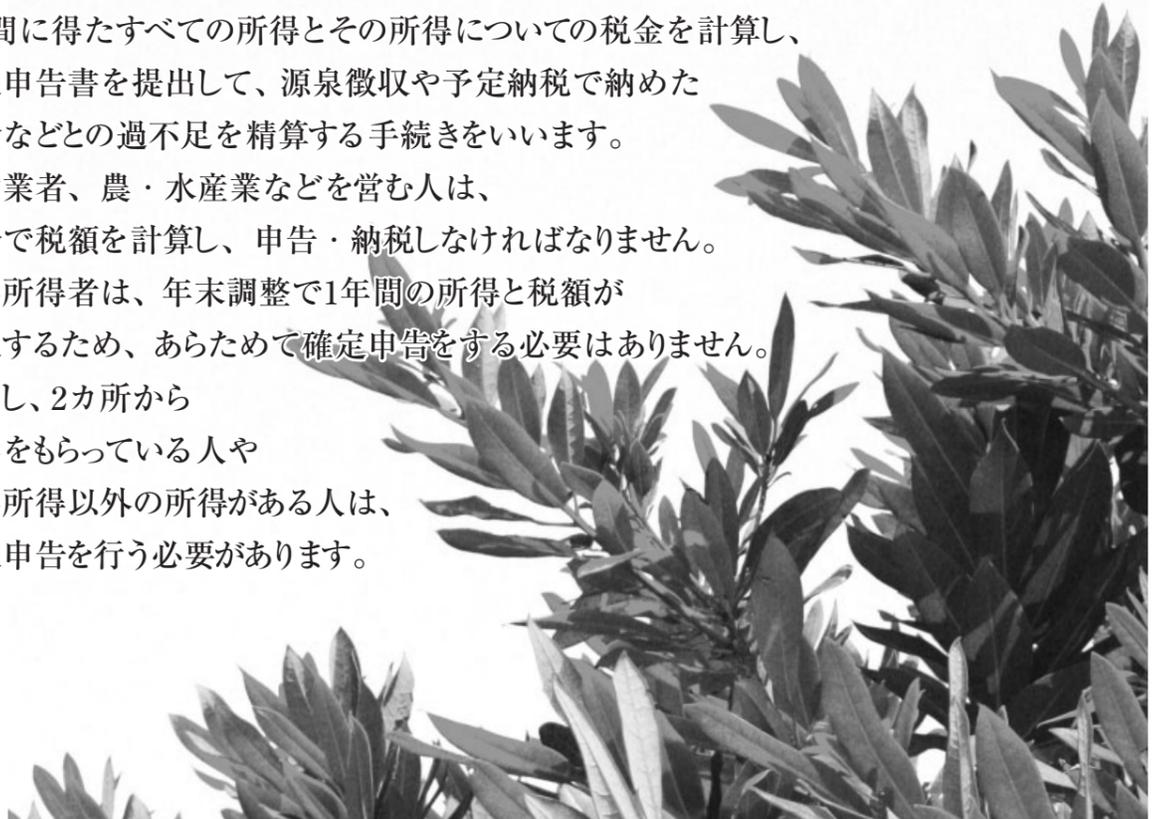


確定申告が始まります

・サラリーマンなどで、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
 ・2カ所以上から給与をもらっている人
 ・給与の年収が20万円を超える人
 ・医療費控除、寄附金控除、雑損控除、住宅借入金等特別控除(1年目)などを受ける人
 ※生命保険や損害保険の満期・解約保険金も一時所得として申告が必要な場合があります。
 ▼市県民税の申告が必要な人
 平成22年1月1日現在、市内に住所がある人は原則として市県民税の申告が必要です。ただし、次の要件に該当する人は申告の必要はありません。
 ・所得税の確定申告をした人
 ・平成21年中の所得が給与または公的年金のみである人
 ※平成21年中の所得が給与または公的年金のみの人で、所得税の源泉徴収税額はないが、医療費控除、寄附金控除、雑損控除、扶養控除などを受けようとする人は申告書を提出してください。
 ※公的年金受給者で扶養親族等申告書を日本年金機構(旧社会保

確定申告とは、2月16日から3月15日までに、前年の1月1日から12月31日までの1年間に得たすべての所得とその所得についての税金を計算し、確定申告書を提出して、源泉徴収や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きをいいます。
 自営業者、農・水産業などを営む人は、自分で税額を計算し、申告・納税しなければなりません。
 給与所得者は、年末調整で1年間の所得と税額が確定するため、あらためて確定申告をする必要はありません。
 しかし、2カ所から給与をもらっている人や給与所得以外の所得がある人は、確定申告を行う必要があります。



除庁)へ提出していない人は、扶養控除の申告をすると市県民税が少なくなる場合があります。
 ▼日時および場所 下表のとおり
 ▼申告時に必要なもの
 ・源泉徴収票
 ・生命保険などの支払証明書
 ・印鑑
 ・通帳
 その他必要書類を持ってお越しください。
 ■問い合わせ先
 市税務課
 ☎0869-22-1114
 国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp/index.htm>
確定申告期の日曜日も相談実施
 西大寺税務署では、確定申告期間中の日曜日に申告相談を実施する日があります。
 ▼相談実施日
 2月21日(日)・28日(日)
 ■問い合わせ先
 西大寺税務署
 ☎086-942-3815

申告相談会場地区別日程表

曜日	月	火	水	木	金
日付		2月16日	2月17日	2月18日	2月19日
地区		西須恵・東須恵・飯井	牛文・磯上	福里・土師	福岡
申告会場		ゆめトピア長船2階リフレッシュスタジオ			
日付	2月22日	2月23日	2月24日	2月25日	2月26日
地区	服部	八日市・長船	長浜	鹿忍・千手	牛窓
申告会場	ゆめトピア長船		牛窓町公民館3階大会議室		
日付	3月1日	3月2日	3月3日	3月4日	3月5日
地区	牛窓	福谷・虫明	上笠加・下笠加・箕輪・北池	大富・福山・向山・北島	尻海・庄田
申告会場	牛窓町公民館	裳掛コミュニティ	瀬戸内市役所2階大会議室		
日付	3月8日	3月9日	3月10日	3月11日	3月12日
地区	東谷・豊原・大窪	尾張・山手・豊安	山田庄	本庄・上山田・下山田	豆田・福元・百田・宗三・福中
申告会場	瀬戸内市役所2階大会議室				
日付	3月15日				
地区	地区指定なし	▷相談時間 午前9時～正午、午後1～4時 ※4カ所の会場のうち、開いている会場は常に1カ所だけです。			
申告会場	瀬戸内市役所				

市では地域別に申告相談会場を設けます。申告相談を希望する人は、左記により会場にお越しください。
 例年、会場はかなり混雑しますので、「確定申告の手引き」などを参考に自分で申告書を作成し、郵送されることをお勧めします。
 なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額を入力することにより、税額などが自動計算され、確定申告書を作成することができます。
 作成したデータは、印刷して書面により提出することができます。か、eTax(電子申告)を利用して提出できます。
 eTaxで電子申告した人は、5,000円の税額控除を受けることができます(平成19年から20年分に利用した人以外)。ぜひご利用ください。
 ▼所得税の確定申告が必要な人
 ・営業、農業、不動産などの所得がある人で、昨年1年間の合計所得金額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人